

令和5年度
福井県ふぐ処理師試験
実施要領

実施日 令和5年11月2日（木）、3日（金・祝）

実施場所 学科試験 福井県生活学習館
福井市下六条町1-4-1
実技試験 学校法人天谷学園
天谷調理製菓専門学校
吉田郡永平寺町松岡兼定島3-4-3-10

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

1. 試験の日時、会場等

(1) 試験日時および試験科目等

	試験時間	試験科目
学科試験	令和5年11月2日(木) 10時から	【学科試験】 ○水産食品の衛生に関する知識 ○ふぐに関する一般知識
実技試験	令和5年11月3日(金・祝) 9時から	【実技試験】 ○ふぐの処理に関する技術 ・ふぐの種類鑑別 ・ふぐの処理 ・ふぐの臓器鑑別

※ 実技試験については、受験者数によって、試験時間に変更が生じることがあります。
試験時間および集合時間は、受験票にてお知らせします。

【学科試験】

ア. 出題形式は、多肢択一式等の客観式問題とする。

イ. 試験時間は90分とする。

ウ. ふぐの名称は標準和名を用いる。

※ 試験問題は「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）および福井県ふぐの処理に関する条例などを参考とし、作成します。

詳しくは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページ

「令和5年度福井県ふぐ処理師試験のお知らせ 5 法令等」をご覧ください。

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/kyokasikaku/fugushiken.html>

【実技試験】

ア. ふぐの種類鑑別

① ふぐ5種類について鑑別を行う。

② 試験時間は3分とする。

イ. ふぐの処理と鑑別（ふぐの処理およびふぐの臓器鑑別）

① 丸ふぐ1尾を処理し、可食部位と不可食部位に分ける。

② 処理をした臓器について、臓器の種類（生殖巣（卵巣または精巣）、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球・脳、えら）が記入されている名札の中からそれぞれ該当するものを選び、各臓器の上に置き、鑑別する。

③ 試験時間は30分とする。

④ 注意事項

処理とは、可食部位・不可食部位の選別と、有毒不可食部位の除去、有毒部位の適切な処置、粘膜の除去、可食部位の洗浄、身欠きまでをいう。

※ふぐの処理手順の一例を掲載します。

URL <http://cms3.ain.pref.fukui.jp/temp/100498/9/fil/002.pdf>

(2) 試験会場

	試験会場	所在地
学科試験	福井県生活学習館	福井市下六条町14-1
実技試験	学校法人天谷学園 天谷調理製菓専門学校	吉田郡永平寺町松岡兼定島34-3-10

事情により、試験の日程、会場等を変更する場合は、試験1か月前までに決定し、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課ホームページにてお知らせします。

(3) 当日の持ち物

学科・実技試験：受験票、筆記用具（HB以上の黒鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）、
実技試験：調理で使用する衛生的な衣服（白衣など調理専用の作業着）、
白帽（白三角巾等）、内履き（調理用靴）、試験会場入室用履物（スリッパ等）
前掛け、包丁、まな板、ふきん2枚以上

(4) 注意事項

- ア. 試験会場には時間の余裕を持ってお越しください。試験会場には、学科試験は9時15分から、実技試験は午前試験の方は8時30分から、午後試験の方は12時30分から入場できます。
- イ. 試験当日の問い合わせ先は、受験票に記載します。試験会場には問い合わせはしないでください。
- ウ. 学科試験の際に時計が必要な方は必ず持参してください。（携帯電話等の通信機器の時計は使用できません。）
- エ. 試験会場内で飲食の際は会場内の指定する場所で行ってください。
- オ. 試験時間中の飲料の摂取はご遠慮ください。
- カ. 試験会場内のゴミ箱の使用は禁止します。ゴミは必ず自分で持ち帰ってください。
- キ. 試験会場は全面禁煙です。
- ク. 試験室は換気のため、適宜、窓やドアを開けることがあります。室温の高低に対応できるような服装には留意してください。
- ケ. 台風、地震、洪水等の自然災害、感染症の流行、または火災、停電、その他不可抗力による事故等や交通機関の乱れが発生した場合、試験開始時間の繰下げ、試験の延期または中止等の対応措置を取ることがあります。ただし、それに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

2. 受験の申込み

(1) 受験願書の配布

ア. 配布期間

令和5年8月28日（月）から同年9月19日（火）まで
8時30分から17時15分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

イ. 配布場所

県健康福祉センター、福井市保健所、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課で配布します。

※ 福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロードも可能です。

※ 郵送による配布を希望する場合は、郵便番号およびあて先を明記し、140円切手（速達希望は400円切手）を貼った返信用封筒（角2号、A4サイズの紙を折らずに入れられる大きさのもの）を同封のうえ、封筒の表に「ふぐ処理師受験願書請求」と朱書きし、下記に請求すること。

〒910-8580 （住所記載不要）

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ

（2）受験願書の受付

ア. 受付期間

令和5年9月4日（月）から同年9月19日（火）

8時30分から17時15分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

イ. 受験願書の提出先

住所地を管轄する県健康福祉センターまたは福井市保健所、県外に在住する者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出してください。

なお、郵送による提出も可能です。郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留により提出先あてに郵送してください。

※ 郵送（簡易書留または書留）で提出する場合

- ・封筒に「受験申請書在中」と朱書きしてください。
- ・試験が中止、延期になる可能性もありますので、受付期間より早く願書を発送しないようお願いいたします。
- ・令和5年9月19日（火）までの消印のあるものに限ります。

（3）受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

※ 高等学校に入学することのできる者

（4）提出するもの

	書 類 名	留 意 事 項
ア	ふぐ処理師試験受験願書	福井県ふぐの処理に関する条例施行規則で定める様式
イ	写真	出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm・横4cmのものを写真台紙に貼付する。 なお、裏面には撮影年月日および氏名を記載する。

【受験願書の配布・受付機関一覧】

管轄市町等	機関名／所在地	電話番号
福井市	福井市保健所（生活衛生課） 〒918-8004 福井市西木田 2 丁目 8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田 2 丁目 8-8	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮 2 丁目 21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町 1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、 南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、 若狭町（旧三方町）	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町 6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町（旧上中町）	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300
県外在住者	福井県健康福祉部健康医療局 医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井県福井市大手 3 丁目 17-1	0776-20-0354

（５） 受験手数料

受験手数料は下記ア、イのいずれかの方法により納付してください。

なお、申請受付後は、受験手数料は返還できません。

ア. 福井県収入証紙 14,000 円分を受験願書に貼り付ける。

※ 福井県収入証紙に消印はしないでください。

※ 収入印紙と間違わないようご注意ください。

※ 福井県収入証紙は、福井県が指定した金融機関等（「売りさばき人」）で購入することができます。詳細は福井県ホームページ内の会計課「福井県収入証紙について」にて掲載しておりますので、参考にしてください。

イ. 福井県の手数料納付システム（福井県コンビニ等納付サービス）を利用し、コンビニ支払

いまたはクレジット払いで 14,000 円を納付した後、システム利用時に発番される

12桁の申込番号を申込番号記入欄に記入する。（手数料納付システムの利用においては、申込番号の記載がない場合、受理できません。また、誤記のないようご注意ください。）

※ 納付が確認できなかった場合には、受理できませんのでご注意ください。手数料納付システム（福井県コンビニ等納付サービス）の利用にあたっては、手数料納付システム内のご利用規約をご確認いただき、規約に同意のうえ利用してください。

※ 福井県の手数料納付システムを利用したふぐ処理師試験受験手数料の納付は、

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/tesuryo_shokuei.html のページから行えます。

3. 受験票の交付

受験票は、10月上旬に受験者に交付します。

なお、10月17日（火）までに受験票が届かない場合は、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（0776-20-0354）までご連絡ください。

※ 受験票は大切に保管し、試験当日に忘れずにご持参ください。

4. 合格発表

(1) 合格発表日時

令和5年11月24日（金）10時00分

(2) 合格発表方法

- ・福井県庁および県健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示
- ・福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲示
掲載期間：合格発表から令和5年12月8日（金）17時15分まで
- ・合格発表日に、合格された方にふぐ処理師試験合格証書を郵送

※ 電話による問い合わせには応じません。

5. 試験結果の開示

受験者本人より、試験結果について開示を求められた際は、口頭により受験者本人の総合得点および科目別得点を口頭により開示します。

(1) 開示期間

合格発表から令和5年12月22日（金）17時15分まで（土曜日、日曜日を除く）

(2) 開示場所

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 必要な書類

受験票および受験者本人であることを証明する書類（運転免許証等）

6. その他

- (1) 受験申請書に虚偽の記載をするなど、不正の手段によって試験を受け、または受けようとした場合は、合格の決定を取り消しまたは試験を受けることを禁止する場合があります。
- (2) 受理した受験願書等は、試験の可否に関わらず、一切返還しません。
- (3) 試験会場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があった場合は、受験を停止し退場を命じるとともに、試験を無効とすることがあります。
- (4) 受験票、合格証書には、J I S第一・第二水準の文字を使用しますので、戸籍に使用されている文字と異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- (5) 受験票、合格証書は、受験願書に記載の住所に送付しますので、申請後に住所が変わる場合には、郵便物の転送手続き等を必ず行ってください。
(電話等の申し出があった場合でも、申請書に記載の住所以外には送付しません。)
- (6) 試験の実施や合格発表について、試験会場への問い合わせはしないこと。
- (7) 県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページは下記から閲覧可能。

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/index.html>

7. 試験に関する問い合わせ先

〒 9 1 0 - 8 5 8 0 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ

電話番号 0 7 7 6 - 2 0 - 0 3 5 4 (8時30分～17時15分(平日))

メール iyakushokuei@pref.fukui.lg.jp